

令和6年度 町単 軽井沢町情報機器類更新業務委託・
情報機器類購入事業に係るプロポーザル 実施要領

1. 事業概要

(1) 事業名 令和6年度 町単 軽井沢町情報機器類更新業務委託・
情報機器類購入事業

(2) 事業の目的

当町のシンクライアントシステムは、平成30年度に更新を行い、令和7年8月31日をもって7年が経過するため、システムを更新し、令和7年9月1日より稼働を予定している。

システムの更新については、個人番号利用事務系システムはシンクライアント、LGWAN接続系システムはFATクライアントによる更新とし、また、サーバー、プリンター、周辺機器、ネットワーク機器等の更新も行う。

システム更新業務及び機器類購入を行う事業者の選定にあたり、技術やシステムの機能だけでなく、企画提案書を基に実績や能力、町に対する支援体制などを総合的に評価し、当町に最も適したシステムの導入事業者を選定するため、プロポーザルを実施する。

(3) 事業内容 令和6年度 町単 軽井沢町情報機器類更新業務委託・
情報機器類購入

別紙仕様書のとおり

内訳) ①情報機器類更新業務委託

②情報機器類購入

③情報機器類運用保守

(4) 事業期間 契約締結の日から令和7年8月25日まで

運用保守 令和7年9月1日から令和12年8月31日まで

(60ヶ月間)

2. 予算額 (提案限度価格)

金529,200,000円 (消費税及び地方消費税を含む)

※ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意する。

なお、運用保守・障害対応に係る予算については、令和7年度予算において別途計上予定のため、本予算額には含まない。

内訳) ①情報機器類更新業務委託 233,000千円

②情報機器類購入 296,200千円

3. 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施する。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていること。

- (1) プロポーザル方式等により契約しようとする業務（以下「当該業務」という。）における当町の入札参加資格を有していること。なお、入札参加資格を有していない場合は、軽井沢町競争入札等資格申請（物件の買入・賃貸借・委託・その他）に伴う提出書類を参加申込書提出前に提出し、審査を受けること。
- (2) 募集開始日（公表日）に軽井沢町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱等による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税等（すべての税）の滞納がないこと。
- (5) 過去5年間（令和元年9月から令和6年8月）に、人口2万人以上の政令指定都市、市、町において、情報機器類の構築業務の実績があり、かつその業務における運用保守業務を契約している実績があること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (7) 自己または自社の役員などが、次のいずれにも該当する者でないこと、および次の(ア)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77号）2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第2号第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって暴力団、または暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団、または暴力団員に対して資金などを提供し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

- (カ) 暴力団、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団、または暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
 - (8) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISO/IEC 27001) 適合性評価制度の認定を受けていること。プライバシーマーク制度の認証によりプライバシーマーク使用許諾を受けていること。また、データセンター内の運用に携わる組織においては、サービスマネジメントシステム (ISO/IEC 20000) 適合性評価制度の認定を受けていること。
- ※(6)～(8)については、連携協力企業など（参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者）があるときは、当該連携協力企業などにおいても同様とする。

5. 募集内容

(1) 募集期間

令和6年9月20日(金)から令和6年9月30日(月)まで

(2) 通知及び入手方法

実施要領等の関係書類は、軽井沢町公式ホームページからダウンロード可能。情報推進課情報システム係においても配布する。

(3) 申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び軽井沢町財務規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

(4) 提出書類 各1部

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 会社概要書（様式第2号）（パンフレット等がある場合は添付する）
- ③ 業務受託実績書（任意様式）（本案件と同様業務の実績がわかるの）
- ④ 参加資格要件該当誓約書（様式第3号）

(5) 提出期限

令和6年9月30日(月) 17時必着

(6) 提出場所

軽井沢町役場 情報推進課情報システム係

〒389-0192 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1

(7) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。郵送の場合は提出期限までの必着とし、到着の有無を提出先へ確認すること。

(8) 辞退

参加申込書を提出した後、提案を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに参加辞退届（様式第4号）を提出すること。

6. 参加者の決定

(1) 参加申込書提出者に対し、参加決定の有無をメールで下記のとおり通知する。

① 通知発送日 令和6年10月7日(月)

② 通知文書 参加資格審査通知書

7. 質疑・回答

(1) 提出方法

実施要領、仕様書等に係る質疑は、質疑書（様式第5号）によるものとし、メール（宛先：it@town.karuizawa.nagano.jp）により提出すること。なお、質疑書メール送信後には、必ず電話により受信確認を行うこと。

(2) 提出期限

令和6年9月20日(金)9時から令和6年9月30日(月)17時まで。（ただし、受信確認は、9時から17時まで。）

(3) 提出先

軽井沢町情報推進課情報システム係

宛先：it@town.karuizawa.nagano.jp

(4) 回答方法

令和6年10月7日(月)までにメール等により回答する。

8. 企画提案書の提出

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。原則として、企画提案書は1者1提案とする。また、企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

(1) 提出書類

① 企画提案書表紙（任意様式）

② 企画提案書（詳細については、9. 企画提案書を参照）

③ 見積書及び内訳書（任意様式）

事業実施に係る見積額（消費税及び地方消費税を含まない。）を内訳が分かるように項目ごとに記述すること。

(2) 提出期間

令和6年10月8日(火)から令和6年10月15日(火)まで（受付時間帯は、土

日祝日を除く 8 時30分から17時まで。)

(3) 提出先

軽井沢町情報推進課情報システム係

〒389-0192 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地 1

(4) 提出方法

郵送又は持参

(5) 提出部数

正本 1 部、副本 8 部

9. 企画提案書

参加者は下記項目及び別添「令和 6 年度 町単 軽井沢町情報機器類更新業務委託・情報機器類購入事業仕様書」に基づき企画提案書を作成し提出すること。

番号	項目	内容に関する留意事項
1	企画提案書（表紙） （任意様式）	・ 代表者印を押したもの ・ 片面印刷
2	企画提案書（概要） （任意様式）	・ 提案内容の特徴、仕様 ・ シンククライアントの特徴、仕様 ・ FAT クライアントの特徴、仕様 ・ 導入ハードウェア機器の仕様 ・ ネットワーク構成、サーバー等の仕様 ・ データセンターの仕様 ・ セキュリティ対策 ・ 運用支援、保守管理 ・ 機能拡張性 ・ コスト縮減対策 ・ その他、アピールポイントを記載
3	事業推進体制 （任意様式） ※事業者名を入れないこと	・ 事業推進体制について、職種名及び人数を記載
4	作業スケジュール （任意様式）	・ 契約から導入までの作業スケジュール
5	事業概算見積書 （任意様式）	・ 事業に係る全体経費を記載 【税抜き】

6	事業経費見積書 (任意様式)	・ 事業経費の見積及び内訳 【税抜き】
7	運用保守経費見積書 (任意様式)	・ 情報機器類更新後の運用支援・保守管理に係る見積書及び内訳 ・ 令和7年度から5年間分の費用の月額及び総額を記載【税抜き】 ・ 機器類の保守経費も含む
8	機能要件回答書	・ 各要件に対する回答を記載 ・ 代替案がある場合はその内容を記載

※項数は30項を上限とする。なお、機能要件回答書は項数に含めない。

※A4縦ファイルに左綴じ製本とする。

※A4版サイズ両面印刷を基本とし、A3版は片面印刷でA4版の片袖折りにすること。

※インデックスで各項番号ごとに見出しを付けること。

10. 審査

(1) 審査会開催日

- ① 日 時 令和6年10月21日(月) ※開催時間は別途通知
- ② 場 所 軽井沢町役場 2階 第3・4会議室
- ③ 集合場所 軽井沢町役場 1階 第2会議室
- ④ 時 間 プレゼンテーション(45分以内)とヒアリングを含めて60分程度
- ⑤ 出席者 3名以内(構築を担当する者は出席すること)
- ⑥ 準備物 パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。
(プロジェクター及びスクリーンは当町において準備する。
なお、プロジェクターと接続するケーブルはHDMIのみとなるため、これ以外の場合は各自で変換ケーブルを持参すること。)

(2) 審査方法

審査は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容、(プレゼンテーション・ヒアリング内容)等を審査基準に基づき総合的に審査する。

(3) 審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、町が設置する「軽井沢町情報機器類更新業務委託・情報機器類購入事業審査委員会」が行う。

(4) 契約候補者の決定

- ① 候補者の決定は、委員ごとに参加者の得点を集計し、審査委員全員の合計得点が高い順に順位を決定する。
- ② 合計得点が高点であった場合、各委員の点数による順位付けを行い、審査順位1位を最も多く付けた参加者を候補者とする。
- ③ 審査順位1位が同数だった場合は同順位2位を最も多く付けた参加者を候補者とする。
- ④ 2位以下の場合も同様に順位決定を行う。

12. 審査結果

(1) 通知方法

審査を受けた全参加者に対して、審査結果通知書を通知する。

なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議申し立ては認めない。

(2) 通知日

令和6年10月28日（月）（予定）に郵送もしくは情報推進課情報システム係にて配布する。

13. 日程

(1) 全体のスケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和6年9月20日(金)
② 実施要領等に関する質疑受付	令和6年9月20日(金) から 令和6年9月30日(月) まで
④ 実施要領等に関する質疑回答	令和6年10月7日(月)
⑤ 企画提案書等の受付期間	令和6年10月8日(火)から 令和6年10月15日(火) まで
⑥ 企画提案書のプレゼンテーション	令和6年10月21日(月) 予定
⑦ 審査結果の通知	令和6年10月28日(月) 予定

- (2) スケジュールの詳細については、参加候補者数が確定し次第、参加者へ通知する。

14. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は一切認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(4) 町が追加資料の提出を求めることがある。

15. 問い合わせ

所在地 〒389-0192 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1

担当部署 軽井沢町情報推進課情報システム係 担当 西垣

電話番号 0267-45-8119 (直通)

FAX番号 0267-46-3165

電子メール it@town.karuizawa.nagano.jp

16. その他

(1) 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った参加者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ プレゼンテーション又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案限度価格）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) 提案内容の調整

契約候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、契約候補者との協議により、内容を修正・変更する場合がある。

(3) 契約の締結

選定された契約候補者との協議が整い次第、契約を締結することとする。なお、契約候補者との契約締結ができないと判断した場合は、審査点の次点者と契約締結に向けた交渉を行う。

(4) その他の留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。

- ② 緊急又はやむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合、本プロポーザルに要した費用を町に請求することはできない。
- ③ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しない。
- ④ 提出期限後における参加申込書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。
- ⑤ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- ⑥ 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第4号）より、情報推進課情報システム係へ届け出ること。
- ⑦ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、町が契約候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、軽井沢町公文書公開条例（平成11年輕井沢町条例第21号）に基づき公開することがある。
- ⑧ 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ⑨ 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとする。
- ⑩ 電子メール、郵便等の通信、郵送事故については、当町はいかなる責任も負わない。